

コロナ緊急支援

新型コロナウイルス禍で打撃を受けた生活困窮者や非正規労働者らに向け、政府が十六日に打ち出した緊急支援策は、新しいものだけでなく既存の政策の見直しも少なくない。どんな支援を誰に届けようとしているのか。政策の中身を点検した。

生活困窮者

休業などで収入が減った人に資金を貸し出す。一時的に生活費が必要な人に一度で最大二十万円を貸し出す「緊急小口資金」と、暮らしを立て直したい人に二人以上世帯で一回最大六十万円を三回まで貸す「総合支援資金」がある。申請期限は従来の三月末から六月末まで延びた。

ただ、四月以降に新たに申請した人が借りられるのは計八十万円まで。社会福祉協議会で受け付けている。アルバイトのシフトが減った人や、元配偶者からの養育費が減少した人も対象となる。いずれも無利子。返済は二〇二二年度に始まるが、申請者と世帯主が二二年度か二三年度に住民税非課税となった場合は免除される。二三年度が非課税の場合は総合支援資金の二回目、二四年度が非課税の場合は三回目の返済が必要だ。

離職したり、大幅に収入が減ったりした人には「住居確保給付金」として家賃

生活再建金の申請期限延長 ■ 家賃支援 再申請も

主な緊急支援策

- 生活費貸し付けや家賃支援の再支給を6月末まで受け付け
- 住民税非課税の場合は貸し付けの返済免除
- 低所得子育て世帯に子ども1人当たり5万円を給付
- 就労や職業訓練に取り組むひとり親世帯に住宅借上げの資金を貸し付け
- 臨時休校で仕事を休んだ保護者への休業助成金は、従業員の直接請求も可能に
- 公営住宅の空き部屋をNPOを通じて安く貸し出す制度を創設
- 自殺防止に取り組むNPOに助成

困窮者支援
子育て世帯
休業者
孤獨・孤立対策

の一部を支給する。一度支給を受けた人でも、六月末までは再申請できる。最寄りの自立相談支援機関が窓口。

子育て世帯

困窮する子育て世帯には子ども一人当たり一律で五万円の給付金を支給する。これまで二回の給付金は、シングルマザーなど児童扶養手当を受給するひとり親世帯が対象だったが、両親がそろって世帯に住民税非課税を条件に拡大した。児童扶養手当の受給世帯は申請不要。両親がいる世帯や直近で収入が減ったひとり親世帯は申請が必要だ。

就労や職業訓練に取り組むひとり親世帯向けの施策も拡充した。住宅の借上げ資金として、月四万円を上限に無利子で貸し付ける制度を新設。月十万円の給付金を受けながら職業訓練を受ける制度は、デジタル分野の資格取得で好条件の就労につながるため、訓練期間の要件を「半年以上」に緩和し、民間資格も新たに給付対象とする。

職業訓練 給付で後押し ■ フードバンク経費補助

休業者・離職者

臨時休校を受け、子どもの世話で仕事を休んだ保護者に、休業中の賃金分として一日当たり最大一万五千円を支給する制度は、企業を通じた支給の仕組みを改める。申請が滞っているため、休校が多かった昨年二月二十七日～同三月三十一日分は、従業員が労働局に直接請求できるようにする。昨年四月分以降は休業手当を国が支払う「休業支援金・給付金」の対象とする。

孤獨・孤立対策

住まいに困る人に住む場所を確保して就労などの自立につなげるため、公営住宅やUR賃貸住宅の空き部屋をNPOに安く貸し出し、住まいがない人に安い家賃で貸す仕組みを創設する。女性や子どもの自殺防止に向け、電話や会員制交流サイト(SNS)で相談事業などを行うNPOの取り組みを助成。生活困窮者に食品を提供する「フードバンク」の経費を全額補助する。